

大阪市会 議長

広田 和美 様

2020年5月11日

大阪市介護支援専門員連盟

代表者（会長） 三浦 浩史

副会長 有村 哲史

第2回大阪市要支援要介護認定事務遅延の改善の陳情書

<陳情趣旨>

昨年9月に大阪市会宛に「大阪市要支援要介護認定事務遅延の改善の陳情書」を提出いたしました。その後も多くの介護支援専門員より改善が見られない旨や要介護認定決定までの期間が大幅に遅延していることで地域住民に影響が出ているという意見をいただき、再度「大阪市における要支援・要介護認定決定期間の遅延に関するアンケート」を行いました（詳細は、添付資料参照）。

アンケート対象は、(2019年)11月・12月及び(2020年)1月・2月の4か月間に要支援・要介護認定申請（新規・更新・区分変更すべて含む）した3257件を対象としました。その結果、大阪市内の要支援要介護認定決定期間は、申請から30日以内が5.28%、31日以上60日以内が45.44%、61日以上90日以内が42.65%と大幅に遅延していることがわかりました。この遅延が利用者支援にどのような影響を及ぼしているのかも同時に集計しました。認定がなかなか明確にならないために利用者自身の影響として「本来必要な支援にもかかわらずサービス利用を控えざるを得ない」「自己負担の増加」「施設入所や退院調整ができない」などがありました。また、介護支援専門員及び介護サービス事業所（以下、「支援者」）においても「ケアマネジメント業務の負担が増えた」「サービス事業所の保険請求が数か月できない」など多大なる影響がわかりました。

介護保険法上、要支援要介護認定は申請から30日以内に決定することを原則としています。介護認定が決定されなければ、保険給付適応の範囲や制度の利用の可否などが決定できず、その影響は、利用者の暮らしと介護支援専門員にのしかかります。このような状況に対して利用者とその家族等及び支援者は大変迷惑しています。速やかに正常化いただけるように再度改善を陳情いたします。

<陳情項目>

- ・要支援要介護認定は、申請から30日以内に決定すること
- ・要支援要介護認定決定が遅延している理由を明らかにし、改善策（改善方法と改善達成期間）を広く大阪市民へ啓発すること。あわせて、昨年の陳情書の答弁で約束された内容が改善できていない理由を明らかにして広く大阪市民へ啓発すること